

四国連合審査規程

- 1 この規程は（公益財団法人）全日本弓道連盟の「審査規程」（平成27年4月1日施行）に準拠する。
- 2 審査の対象を五段とし、主管地連は四段受審も可とする。
- 3 審査委員は7名とし、範士または教士のうちから、主管地連は地連会長を含め4名、（うち1名は学科担当）他の地連は各1名を選出し、連合会長が委嘱する。
審査委員長には、主管する連合会長が指名した者が当る。
連合会長が特に指名しない場合は、主管地連会長が審査委員長となる。
行射の審査は5名の審査委員で行い、審査委員長は投票しないものとする。
- 4 受審は、現在の段位認許の日から、満5カ月以上を経過していなければならない。
- 5 五段は行射においては審査委員の7割以上の得票があり、学科の成績が60点以上の者を合格とする。
- 6 四段は行射においては審査委員の5割以上の得票があり、学科の成績が60点以上の者を合格とする。
- 7 受審者は、和服を着用する。
審査における行射の要領は、（公益財団法人）全日本弓道連盟・中央審査の1次審査における行射の要領とする。
- 8 この規程は、平成27年11月7日の四国連合審査から実施する。

（注）

- ・ 平成7年5月13日四国弓道連盟連合会役員会で再確認
- ・ 平成12年5月20日四国弓道連盟連合会役員会で決定
- ・ 平成18年3月26日四国弓道連盟連合会で再確認
- ・ 平成27年5月16日四国弓道連盟連合会で決定

制定：平成 5年10月 9日

改定：平成12年 5月20日

実施：平成12年11月18日

実施：平成18年11月19日

改定：平成27年 5月16日

実施：平成27年11月 7日